

令和7年度山江村小水力発電可能性調査業務委託仕様書

1 業務名 令和7年度山江村小水力発電可能性調査業務

2 目的

山江村（以下、「村」という。）では、令和4年12月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、令和5年12月には村の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーを活用した地域の活性化を目的に温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標、将来ビジョン実現に向け具体的活動指標を定めた「山江村再生可能エネルギー導入計画」を策定した。

また、令和6年度に再生可能エネルギーの導入事業を現実的に進めていくため、「山江村再生可能エネルギーゾーニング計画書」を策定し、促進区域の設定及び再生可能エネルギーの設置可能エリアを特定しています。

本業務では上記計画を踏まえ、村の地域特性との親和性があり、天候等による変動が少なく、安定的な運用が期待できる水力発電の事業可能性調査を行うものである。

3 業務内容

（1）小水力発電の可能性調査

<調査地>

次の地点において、小水力発電の可能性調査を実施する。

- ・山江村万江川

<調査項目>

	内容
①現地踏査・レイアウト検討	・調査地の現地踏査を行い、ポテンシャルが見込める地点において、取水・導水・発電・放水地点の土木レイアウト及び水車機械の概略レイアウトの検討を行う。
②土地所有者及び地目の確認	・計画地点に係る土地の地番・所有者・地目の調査を実施する。
③関係法令調査・協議	・小水力発電所建設に係る関係法令の調査を実施する。関係法令は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の申請時に必要な「関係法令手続き状況報告書」に記載の法令を基に調査を行う。 ・必要に応じて関係機関との協議を実施する。
④先行水利権者・地域の水利利用調査	・計画地点の先行水利権の調査を行う。 ・地域住民・地権者・漁業権者などにヒアリングを行い、地域の水利利用状況の調査を行う。
⑤流量調査	・河川内に水位計を設置し、1時間ごとの水位を記録し、河川水位の連続観測を行う。 ・複数回、流量が多い時と少ない時に分散させて現地での流量実測を実施する。 ・水位連続観測データおよび複数回の流量実測結果を元に水位－流量曲線を作成し、

	約 1 年間の水位連続データを流量連続データに換算する。また、近傍ダム等の流入量データを元に 10 年間の河川流況を作成する。更に流量実測データと、ダム流入量データからの推定流量の比較を行い、必要に応じて河川流況の補正を行う。 ・ 取得した流量データを用いて、河川維持流量・発電使用水量を検討する。
⑥簡易地形測量	・ 計画地点の簡易地形測量を実施する。
⑦概略設計	・ 小水力発電設備（取水施設、導水路、ヘッドタンク、水圧管、発電所建屋等）の概略設計を行う。
⑧発電量・売電額計算	・ 流量調査、地形測量で求めた物理データを基にシミュレーションを行い、年間発電量・売電額の計算を実施する。
⑨事業性評価	・ 計画地点における概算の建設コストを算出し、発電量・売電額から事業のシミュレーションを行い、事業性評価を実施する。
その他必要な事項	・ その他、可能性調査を行うに当たって必要な事項があれば実施する。

（２）合意形成を行うための会議等の開催支援

上記事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等について、山江村総合エネルギー検討委員会の開催を予定している。

受託者は、会議のうち、村が指定する３回については出席し、資料提供や助言及び議事要旨の記録を行うものとする。また、その他の会議開催の際には、村の求めにより資料提供等を行うものとする。

４ 業務実施期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

５ 成果品及び納入条件

（１）業務報告書

- ・ A4 用紙で作成したものは両面長編綴じで、A3 用紙で作成したものは片面で印刷し、A4 用紙の長編綴じで製本した上で 1 部提出すること。
- ・ テキストデータ等の二次利用が可能な形式のデータを保存した CD-R を 1 枚提出する。

（２）成果品の帰属

- ・ 保護対象とすべき受託者のノウハウ等に該当するものを除き、本業務の成果品は全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく複製、貸与、流用又は廃棄してはならない。
- ・ 保護対象とすべき受託者のノウハウ等に該当するものがある場合は、業務完了までに具体的に委託者に示し、取り扱いについて委託者と協議しなければならない。

（３）成果品の補足・修正

本業務完了後、委託者が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合、受託者は、委託者の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を

実施しなければならない。

(4) その他

委託者及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に委託者に協議すること。

6 納品場所

〒868-0092 熊本県球磨郡山江村山田甲 1356 番地の 1
山江村 企画調整課企画調整係

7 その他

- ・ 事業の実施に際しては、地域関係者との信頼関係の構築に最大限努めること。
- ・ 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。
- ・ 本業務は、委託者による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合、委託者と受託者双方による協議の上で定めるものとする。